

議案第62号

新嵐山運動広場の設置及び管理条例廃止の件

新嵐山運動広場の設置及び管理条例を次のとおり廃止しようとするものであります。

令和2年9月1日提出

芽室町長 手 島 旭

新嵐山運動広場の設置及び管理条例を廃止する条例

新嵐山運動広場の設置及び管理条例（昭和56年条例第39号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

新嵐山運動広場としての用途を廃止することから、本条例を廃止しようとするものであります。